

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案 概要

一 目的

この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることを目的とするものとする。

二 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

- 1 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法の基本方針において、同法第 11 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。
- 3 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、自立促進計画において、同法第 12 条各号に掲げる事項のほか、当該都道府県等の区域における父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。
- 4 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上に留意しなければならないものとする。

三 民間事業者に対する協力の要請

国は、母子家庭の母が置かれている特別の事情及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

四 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

国及び独立行政法人等は、物品及び役務の調達に当たっては、母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

五 地方公共団体等の努力

- 1 地方公共団体は、三及び四に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
- 2 地方独立行政法人は、物品及び役務の調達に当たっては、1 に基づきその設立に係る地方公共団体が講ずる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

六 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないものとする。

七 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 その他所要の規定の整備を行うものとする。